

議案第52号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「前2項」を「前各項」に改める。

第9条第1項中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市規則で定める者を含む。以下この項、次項及び第3項において同じ。）」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、市規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「あり、第2項中「3歳に満たない子の

ある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者」に、「読み替える」を「、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替える」に改める。

第12条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第13条第1項第2号中「年」を「年度」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、市規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「平成15年静岡市条例第50号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「同条例」を「給与条例」に、「勤務時間」を「勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第18条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附則中第16項を第19項とし、第15項の次に次の3項を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置）

16 平成29年4月1日（以下この項から附則第18項までにおいて「権限移譲日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23

年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者で権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの(以下この項及び次項において「旧県費負担教職員」という。)が、権限移譲日の前日までに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号。次項及び附則第18項において「県条例」という。)の規定による年次有給休暇の残日数(県条例の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数を含み、その合計日数が20日を超える場合にあつては20日とする。)を有している場合は、その者が有する当該残日数については第13条第1項の規定による年次有給休暇の日数とし、当該日数に相当する年次有給休暇については第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。

17 権限移譲日の前日までに、県条例の規定により介護休暇が認められていた旧県費負担教職員で、引き続き介護休暇を認められたこととなるものに対する第16条第2項の規定による介護休暇の期間は、その者に係る県条例の規定による介護休暇の期間を通算する。

18 権限移譲日の前日までに、県条例の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年静岡市条例第298号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「管理者の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期

間」という。) 内において」を、「休暇をいう。)」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。